

供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置)

平成27年6月1日実施

20150518 資 第 4 号

認 可

平成 27 年 5 月 25 日

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この供給約款等以外の供給条件（以下「この供給条件」といいます。）は、電気供給約款（平成 27 年 5 月 18 日付け 20141224 資第 6 号認可。以下「供給約款」といいます。）の定額電灯または公衆街路灯 A により電気の供給を受け、契約負荷設備に 10 ボルトアンペアまでの容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）の電灯を含むお客さまで、かつ、この供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

2 料 金

(1) 供給約款 15（定額電灯）(4)の料金の算定上、契約負荷設備のうち 10 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 15（定額電灯）(4)ロ(イ)および供給約款別表 2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1 灯につき	83 円 28 銭
--------	-----------

ロ 基準単価

1 灯につき	81 銭 8 厘
--------	----------

(2) 供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの料金の算定上、契約負荷設備のうち 10 ワットまでの電灯の電灯料金については、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロ(ロ) a および供給約款別表 2（燃料費調整）(2)イ(イ)の規定にかかわらず、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

イ 電灯料金

1 灯につき	75 円 62 銭
--------	-----------

ロ 基準単価

1 灯につき	81 銭 8 厘
--------	----------

- (3) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，供給約款別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

3 そ の 他

- (1) この供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件（平成 26 年 1 月 23 日付け 20140114 資第 41 号認可。）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は，この供給条件によるものといたします。
- (2) その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（料金についての特別措置）

供給約款附則 7（料金についての特別措置）の適用を受ける場合の定額電灯または公衆街路灯 A の料金の算定上、契約負荷設備のうち 10 ワットまでの電灯の電灯料金については、本則 2（料金）(1)イおよび(2)イの規定ならびに供給約款附則 7（料金についての特別措置）(1)イ(イ)およびニ(イ) a の規定にかかわらず、次のとおりといたします。

1 定額電灯

1 灯につき	79 円 76 銭
--------	-----------

2 公衆街路灯 A

1 灯につき	72 円 10 銭
--------	-----------